

## 認定こども園 小松谷保育園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 小松谷福祉会
所 在 地	京都府京都市東山区渋谷通東大路東入 3 丁目上馬町 553-5
電 話 番 号	075-541-8389
代表者氏名	理事長 吉澤 浩則

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 小松谷保育園
施 設 の 所 在 地	京都府京都市東山区渋谷通東大路東入 3 丁目上馬町 553-5
連 絡 先	電話番号 075-541-8389 FAX 075-531-4905
管 理 者	園長 吉澤 浩則
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 2人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 48人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 42人
開 設 年 月 日	昭和28年4月1日
事 業 所 番 号	2610051001976

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び養護の環境を創造するよう努めます。
- (3) 集団生活という認定こども園のメリットを生かし、仏教精神を基盤として保育の充実をはかり、生命尊重の保育をすすめることを基本としています。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	2172.4m <sup>2</sup>
	園庭	935.3m <sup>2</sup>
園舎	構造	RC造2階建
	延べ面積	613.1m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	2室	
保育室	5室	すみれ組(満2歳児クラス)、ばら組(満3歳児クラス)、ふじ組(満4歳児クラス)、さくら組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
ランチルーム	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	職員数	備考
園長	1名	
教頭	1名	
主幹保育教諭	2名	
保育教諭・保育士	12名	
調理員	1名	

※ 当園では、「京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例」に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯（7：30～19：00）
教頭	勤務時間帯（7：30～19：00）
主幹保育教諭	勤務時間帯（7：30～19：00）
保育教諭・保育士	勤務時間帯（7：30～19：00）
調理員	勤務時間帯（8：15～16：30）

※ ローテーション（6系統シフト制勤務時間帯）により教頭・主幹保育教諭・保育教諭・保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日から1月3日）（※注）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注）1号認定子どもの土曜日保育が必要な場合は預かり保育を利用することもできますので御相談ください。

7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間・曜日
1号認定子ども	教育標準時間	月曜日から金曜日 9時～17時
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	月曜日から土曜日 7時30分～18時30分
	保育短時間 （最大8時間）	①8時30分～16時30分 ②9時～17時

《教育標準時間》

9時～17時までの範囲内で、教育を必要とする時間となります。教育標準時間以外で保育を必要とされる場合は、教育標準時間以外で保育を必要とされる場合は、月曜から金曜日の17時から18時30分、土曜日の9時から17時まで預かり保育を利用することもできます。（別途利

用者負担が必要となります)。

預かり保育の詳細は別表又は当園までお問い合わせください。

#### 《保育標準時間》

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます)。

なお、上記以外の時間帯において、18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

#### 《保育短時間》

8時30分～16時30分又は9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、7時30分または8時30分から9時まで、16時30分または17時から19時の範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

#### 《最終登園時間》

最終登園は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきますようお願いします。

## 8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

### (2) 子どもの遊びから生まれる豊かな感受性と弾力ある思考力を育て、

子ども達の持っている能力を伸ばす保育をします。

他の人と関わることにより、人間関係を学び自立性と協調性を育てる保育をします。

### (3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施しております。

また、通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

#### (4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

### 9 利用料金

#### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

※1号認定子どもは満3歳児になった次月より保育料が無償となります。

※2号認定子どもは満3歳児になった次年度の4月1日より保育料が無償となります。

#### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

### 10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

#### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	
医 院 長 名	衣笠 紀玖子 医師
所 在 地	

電 話 番 号	園に連絡
---------	------

(2) 歯科

医療機関の名称	ふるかわ小児歯科
医 院 長 名	古川 浩
所 在 地	京都市左京区吉田近衛町26-76
電 話 番 号	075-751-8241

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 野上孝哉（教頭），吉澤浩則（園長）</li> <li>・ご利用時間 8：30～ 17：00</li> <li>・電話番号 075-541-8389</li> <li>F A X 075-531-4905</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
	第三者委員	佐俣美代子
河合 徳子		電話番号 075-561-8836 地域民生委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
給食費(1号・2号認定)	主食費・副食費・おやつ代	月額 7000 円
保護者会費	こぐまサポーターズ費用	月額 700 円
卒対(記念品)	卒園記念品のための費用(年長児のみ)	月額 700 円
子育て支援	家庭持ち帰り用絵本・雑誌費用	月額 500 円程度
写真代	データ月額定額制(行事は別途請求)	月額 500 円
遠足に係る交通費	移動手段に要する経費及び行事に要する経費	実際に要した経費(実費)

※京都市から当園まで通知された免除者の給食費のうち、副食費(¥4500-)については徴収致しません。

※給食費について当該月の前月中に15日以上休む旨の申告された場合は半額とする。

※1号認定こどもの給食費は2歳児クラス(満3歳児)では徴収いたしません。

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

① 保育標準時間認定の方

○ 保育標準時間に係る延長保育料(※備考)

18時30分から19時の保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、月額2,500円

② 保育短時間認定の方

○ 保育短時間に係る延長保育料(※備考)

延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、1日当たりの利用時間に応じ、以下の料金をお支払いいただきます。

1日当たりの利用時間が

イ 1時間までの場合 → 月額2,500円

ロ 1時間を超え2時間までの場合 → 月額5,000円

ハ 2時間を超える場合 → 月額7,500円

(※備考) 保育料が第1階層(生活保護世帯)及び第2階層(市民税非課税世帯)の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

※ なお、延長保育料については、月額の設定ではなく、以下の例のとおり1回当たりの利用料設定とすることも可能です。

(ア) 30分利用した場合 1回/¥300-

ただし1回当たりの利用料設定とする場合でも、以下の金額が月額負担上限になります。

【利用料上限・地域型保育事業（月額）】

（単位：円）

延長時間	短時間認定			標準時間認定	
	1時間まで	2時間まで	3時間まで	1時間まで	2時間まで
第1階層	0	0	0	0	0
第2階層(母子世帯等)	0	0	0	0	0
第2階層(母子世帯等を除く)	1,000	2,000	3,000	1,000	2,000
上記以外の世帯	2,500	5,000	7,500	2,500	5,000

(2) 1号認定子ども預かり保育に係る負担金

教育標準時間以外で保育を必要とされる場合は、下記の項目で預かり保育を実施します。

○利用料

曜日	時間	預かり保育料
月曜日から金曜日	17時から18時30分	¥500-／日 (おやつ代含)
土曜日	9時から17時	¥1000- (給食費、おやつ代含)

※上記費用の支払を受けた場合は、領収書・保育提供証明書を交付いたします。

※上記以外の時間帯の預かり保育についてはお問い合わせください。

○給付費について

京都市から預かり保育負担金の給付を受け取る場合は事前に施設等利用認定申請書等を当園までご提出ください。

認定区分	要件	給付の上限額
新2号	満3歳児になった次年度の4月1日より小学校就学前のうち家庭において必要な保育を受けることが困難なもの	¥450-/利用日数 ¥11300-/月額上限
新3号	上記の要件のうち保護者及び同一世帯員が市民税非課税にあるもの	¥450-/利用日数 ¥16300-/月額上限

※1号認定に加え、新たに施設等利用給付新2号又は新3号認定を受けて頂く必要がございます。



(3) 送迎バス（車両費，燃料費）

送迎バスのご利用はお申込書をご提出ください。

人数	片道	往復
1人	¥2,600 - /月額	¥4,800 - /月額
2人目	¥2,400 - /月額	¥4,500 - /月額

※3人目以降は無料となります。

(4) 布団リース代（実費分）                      ¥1,500- /月